

半製品の証明書への記載事項に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

半製品の証明書への記載事項に関する事項

改正理由

製造方法の承認を受けた圧延鋼材及び半製品（インゴット、スラブ、ブルーム、ビレット等）には、承認に関する事項が記載された証明書が発行される。

本会では、圧延鋼材に対しては、記載事項のうち、製造所名、製品の種類、承認の有効期限等を「承認証」に記載し、それ以外の承認内容等の事項については承認証に添付される「承認要目書」に記載することとしている。一方、半製品に対する「承認証」には、製造所名、製品の種類、承認の有効期限等に加え、製鋼法や、造塊法、半製品の寸法範囲等の事項についても記載する旨規定しており、取り扱いが異なっている。

今般、半製品の「承認証」には、圧延鋼材と同様の内容を記載すると共に、半製品のみに要求されていた、半製品の種類（インゴット、スラブ、ブルーム、ビレット等）、製鋼法、造塊法、半製品の寸法範囲、鋼の種類（軟鋼又は高張力鋼）については「承認要目書」に記載するよう改めた。併せて、一部、現状の取り扱いとの整合を図った。

改正内容

- (1) 半製品の製造方法の承認に関し、「承認証」及び「承認要目書」に記載する内容を改めた。
- (2) 用語「化学成分系」を「細粒化元素」に改めた。
- (3) 半製品の製造方法の承認申込書、当該申込書と共に提出する資料に記載する内容を改めた。